

じゅうみんふくしか しゃかいふくしがかり
■住民福祉課 社会福祉係

にゅうようじ こ おやかてい かふいりょうひじょせいせいど
●乳幼児・子ども・ひとり親家庭・寡婦医療費助成制度

いりょうきかん やっきょく しはら ひよう けんこうほけん
医療機関や薬局に支払った費用のうち、健康保険の
 てきよう いりょうひ いちぶじょせい
適用となる医療費について、一部助成しています。

じょせい う じゅきゅうしかく にんてい う
この助成を受けるためには、受給資格の認定を受け、
 じゅきゅうしゃしょう こうふ う ひつよう
受給者証の交付を受けることが必要です。

しきゅうたいしょうしゃとう
◎支給対象者等

じょせいたいしょう 助成対象		じょせいないよう 助成内容	
にゅうようじ 乳幼児	しょうがっこう 小学校 しゅうがくまえ 就学前 まで	しよとくせいげん ・所得制限なし げんぶつきゅうふ ・現物給付(※1) しょうかんばら ・償還払い(※2)	どういついりょうきかん げつがく 同一医療機関の月額よ り つき かい ばあい じこふたんがく 月1回の場合は自己負担額
こ 子ども	しょうがくせい 小学生 から さいとう 18歳到 たつ い ご さい 達以後最	しよとくせいげん ・所得制限なし しょうかんばら ・償還払い	えん 800円、 つき かい いじょう ばあい じ こ 月2回以上の場合は自己 ふたんがく えん 負担額1,600円を さ ひ がく しきゅう 差し引いた額を支給しま

	しょうがつ 初の3月 にち 31日まで		す。
ひとり おやかてい 親家庭	さいみまん 20歳未満の こかんご 子を看護し ている おや ひとり親 かてい おや 家庭の親 およ 及び さいみまん 18歳未満の ここうこう 子（高校 ざいがく ば 在学の場 あい さい 合は20歳 みまん 未満）	しょうとくせいげん ・ 所得制限あり しょうかんばら ・ 償還払い	やっきょくぶん ただし、薬局分について じこふたんがく こうじょ は自己負担額を控除する ぜんがくしきゅう ことなく、全額支給しま す。 【計算例①】
かふ 寡婦	さいいじょう 60歳以上 さいみまん 70歳未満 で、 ふようぎむしゃ 扶養義務者 せいけい と生計を		にゅういん つういん じよせい 入院と通院で助成 ないよう こと 内容が異なります。 にゅういん どういついりょうきかん 入院：同一医療機関の げつがく 月額より にち じこふたんがく 1日につき自己負担額1,200

	<p>どういつ 同一にし ていない</p> <p>かふ かた 寡婦の方</p>		<p>えん 円を</p> <p>さ ひ がく しきゅう 差し引いた額を支給しま す。 【計算例②】</p> <p>けいさんれい</p> <p>つういん どういついりようきかん 通院：同一医療機関の げつがく 月額より</p> <p>つき かい ばあいじこふたながく 月1回の場合自己負担額</p> <p>えん 800円、</p> <p>つき かいじょう ばあい じこ 月2回以上の場合は自己 ふたながく えん 負担額1,600円を</p> <p>さ ひ がく 差し引いた額に、1/2 を じょう がく しきゅう 乗じた額を支給します。</p> <p>やつきよくぶん ただし、薬局分について じこふたながく こうじょ は自己負担額を控除する ことなく、</p> <p>じょう がく しきゅう 1/2 を乗じた額を支給 します。 【計算例③】</p> <p>けいさんれい</p>
--	---	--	---

じよせいたいしょう けんこうほけんてきょう いりょうひおよ やくざいひ
助成対象は、健康保険適用となる医療費及び薬剤費です。

がっこうさいがいきょうさいきゅうふせいど にほん しんこう
ただし、学校災害共済給付制度（日本スポーツ振興セン
きゅうふ たいおう しんりょうぶん ふくしいりょう じゅうふくしんせい
ター給付）対応の診療分は、福祉医療との重複申請が
できませんので、ご了承ください。高額療養費や家族
りょうようふかきん きゅうふきん ばあい きんがく のぞ
療養附加金などの給付金がある場合は、その金額を除いた
ぶん たいしょう
分が対象です。

※1

いりょうきかんとう まどぐち ふくしいりょうひじゅきゅうしゃしょう ていじ
医療機関等の窓口で福祉医療費受給者証の提示により
ふくしいりょうひ じこふたんがく しはら じゅしん
福祉医療費の自己負担額までの支払いで受診できます。

けんないいりょうきかん
(県内医療機関のみ)

※2

いりょうきかんとう まどぐち けんこうほけん いちぶふたんきん しはらいご ちょう
医療機関等の窓口で健康保険の一部負担金を支払後、町
いりょうきかんとう りょうしゅうしょ てんぷ じよせいしんせい のち
へ医療機関等の領収書を添付して助成申請した後、
ふくしいりょうひ じこふたんがく さ ひ さがくぶん じよせい
福祉医療費の自己負担額を差し引いた差額分を助成します。

けいさんれい
【計算例①】

れい かげつ びょういん にち えんしはら
(例1) 1ヶ月に1病院に1日かかり2,000円支払ったと
ふくしいりょうひ はらいもど
きの福祉医療費(払戻し)は

$$2,000\text{円} \text{ — } 800\text{円} = 1,200\text{円}$$

れい かげつ びょういん かいじょう えんしはら
(例2) 1ヶ月に1病院に2日以上かかり2,000円支払っ
たときの福祉医療費(払戻し)は

$$2,000\text{円} \text{ — } 1,600\text{円} = 400\text{円}$$

れい びょういん にちじゆしん いりょうひ えん やっきよく にち
(例3) 1病院(1日受診)に医療費2,000円と薬局(1日
じゆしん くすりだい えん しはら ふくしいりょうひ はらいもど
受診)に薬代600円を支払ったときの福祉医療費(払戻
し)は

$$2,000\text{円} \text{ — } 800\text{円} \text{ + } 600\text{円} = \underline{1,800\text{円}}$$

いりょうひ じこふたんがく にち やっきよくぶん はらいもど がく
医療費 自己負担額(1日) 薬局分 払戻し額

けいさんれい
【計算例②】

れい かげつ びょういん にちにゆういん えんしはら
(例1) 1ヶ月に1病院に1日入院し、2,000円支払った
ときの福祉医療費(払戻し)は

$$(2,000\text{円} - 1,200\text{円}) = 800\text{円}$$

れい かげつ びょういん かにゆういん えんしはら
(例2) 1ヶ月に1病院に10日入院し、20,000円支払った
ときの福祉医療費(払戻し)は

$$(20,000\text{円} - 12,000\text{円}) = 8,000\text{円}$$

けいさんれい
【計算例③】

れい かげつ びょういん にち えんしはら
(例1) 1ヶ月に1病院に1日かかり2,000円支払ったと
きの福祉医療費(払戻し)は

$$(2,000\text{円} - 800\text{円}) \times 1/2 = 600\text{円}$$

れい かげつ びょういん かいじょう えんしはら
(例2) 1ヶ月に1病院に2日以上かかり2,000円支払った
ときの福祉医療費(払戻し)は

$$(2,000\text{円} - 1,600\text{円}) \times 1/2 = 200\text{円}$$

れい びょういん にちじゅしん いりょうひ えん やっきよく
(例3) 1病院 (1日受診) に医療費2,000円と薬局 (1
にちじゅしん くすりだい えん しはら ふくしいりょうひ
日受診) に薬代600円を支払ったときの福祉医療費
はらいもど
(払戻し) は

えん えん えん えん
(2,000円 — 800円 + 600円) × 1/2 = 900円
いりょうひ じこふたんがく にち やっきよくぶん はらいもど がく
医療費 自己負担額(1日) 薬局分 払戻し額

じゅきゅうしかくにんていしんせいじ ひつよう にゅうようじ こ
◎受給資格認定申請時に必要なもの (乳幼児・子ども
いりょう
医療)

- けんこうほけんしょう こさまぶん
・健康保険証 (お子様分)
 - つうちょう ほごしゃめいぎ
・通帳 (保護者名義のもの)
 - こじんばんごう ほごしゃさまおよ こさま
・個人番号 (マイナンバー) カード (保護者様及びお子様
ぶん
分)
 - ほんにんかくにんしよるい ほごしゃさまぶん
・本人確認書類 (保護者様分)
- かおじゃしん うんてんめんきょしょう しょうがいしやてちょうとう
顔写真ありのもの : 運転免許証、障害者手帳等
しゅるいひつよう
より1種類必要です。

しゅるいひつよう
2種類必要です。

- じどうふようてあてしょうしょ じどうふようてあてじゅきゆうしゃ
・ **児童扶養手当証書（児童扶養手当受給者のみ）**

てつづ やくばしゃかいふくしがかり
⇒ **手続きは役場社会福祉係へ**

いりょうひじょせいじ ひつよう
◎ **医療費助成時に必要なもの**

- いりょうきかん りょうしゅうしょ
・ **医療機関の領収書**
- じゅきゆうしかくしゃしょう きいろ
・ **受給資格者証（黄色）**
- けんこうほけんしょう
・ **健康保険証**

てつづ やくばしゃかいふくしがかり
⇒ **手続きは役場社会福祉係へ**

やくばしゃかいふくしがかりまどぐち せっち ふくしいりょうひ
1. 役場社会福祉係窓口に設置している「**福祉医療費**

しんせいしょ かげつ まいていしゅつ
申請書」に1か月ごとに1枚提出してください。

しんせいしょ じゅしんつき いりょうきかん りょうしゅうしょ
2. 申請書には受診月ごと、医療機関ごとに**領収書**

ふんしつ ばあい いりょうきかん しょうめい てんぶ ひつようじこう
(紛失の場合は医療機関による**証明**)を添付し、**必要事項**

きにゆうご やくばしゃかいふくしがかり ていしゅつ
を記入後、役場社会福祉係へ提出してください。

じよせいほうほう
◎助成方法

こうざふりこみ さき しんせい おり とうろくこうざ
1. 口座振込（先に申請していただいた折の登録口座への
ふりこみ
振込）

しはらいび まいつき か ていしゅつ ぶん ていしゅつ
2. 支払日：毎月10日までに提出された分を、その提出
づき にち ふ こ
月の28日に振り込みます。

か にち どにちしゅくさいじつ ばあい ぜんじつ
（10日、28日が土日祝祭日の場合は前日）

こうがくいりょうひがいとう りゆう じよせい おそ ばあい
・高額医療費該当などの理由で助成が遅くなる場合もあ
ります。

と あ
【問い合わせ】

かわたなちょうじゅうみんふくしかしゃかいふくしがかり
川棚町住民福祉課社会福祉係